



については一律に適用するとの案が示された。

(3) 開示

特例的な取扱いの開示については、IASBが公表しているIAS12号「法人所得税」改正の公開草案において、当税制の適用から生じる上乗せ税額に係る一定事項の開示を求める提案がなされているが、実務対応報告では追加的な開示は求めないという見解が示された。

今後の予定

実務対応報告「グローバル・ミニマム課税に対応する法人税法の改正に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い(案)」は2月中旬に公表後、1カ月程度の意見募集を経て3月末までに最終化される予定。

会計

貸付金の測定に関する追加検討

IASB、金融商品専門委

去る1月31日、企業会計基準委員会は第194回金融商品専門委員会を開催した。

金融商品の減損につき審議が行われた。主な審議は次のとおり。

貸付金の測定

(1) 貸付金に関する手数料の収益認識

第494回親委員会(2023年2月10日号(No.1668))情報ダイジェスト(参照)に引き続き審議が行われた。貸付金に関する手数料につ

れる一方、「開示について現行の取扱いで十分か」、「在外子会社の決算に間に合わない場合どうするか」、「過年度税金の取扱いを定める必要があるのか」といった意見が聞かれた。

今後の予定

実務対応報告「グローバル・ミニマム課税に対応する法人税法の改正に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い(案)」は2月中旬に公表後、1カ月程度の意見募集を経て3月末までに最終化される予定。

会計

貸付金の測定に関する追加検討

IASB、金融商品専門委

去る1月31日、企業会計基準委員会は第194回金融商品専門委員会を開催した。

金融商品の減損につき審議が行われた。主な審議は次のとおり。

貸付金の測定

(1) 貸付金に関する手数料の収益認識

第494回親委員会(2023年2月10日号(No.1668))情報ダイジェスト(参照)に引き続き審議が行われた。貸付金に関する手数料につ

経理に効く法律雑学

支払の通貨

弁護士 白川 敬裕

お金を支払う債権のことを「金銭債権」といいます。裁判で争われるのは、貸金、売買代金、損害賠償金など、金銭債権が大半です。金銭債権の支払手段は、振込みやクレジットカード払いもありますが、少額の場合や店舗での買物等では「現金」払いも利用されます。

民法では、金銭債権の支払に利用する「お金の種類」について、「債務者は、その選択に従い、各種の通貨で支払うことができる」旨が定められています(民法402①)。

法律上、現金は「通貨」と呼ばれています。通貨の種類は「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」(貨幣法)に定められています。同法で、通貨の種類は「貨幣」と「日本銀行が発行する銀行券」とされています(貨幣法2③)。前者の「貨幣」は「硬貨」(後者の「日本銀行券」は「紙幣」)です。硬貨については、「1種類につき」20枚までに限って通用する旨が定められています(貨幣法7)。たとえば500円の商品を買う際に10円玉50枚が提示された場合、店は受取りを拒むことができます(店が任意に支払として認めることは可能です)。

他方、「日本銀行券(紙幣)」については、日本銀行法に「日本銀行券は、無制限に通用する」と定められていますので、枚数の制限なく支払に利用できます(日本銀行法46②)。

このように硬貨の枚数制限(1種類につき20枚)はあるものの、債務者は原則として「各種の通貨」で支払をすることができます。例外として、当事者の間で「必ず1万円札で支払う」、「必ずドルで支払う」等と通貨を限定する合意をした場合は、合意された通貨で支払う必要があります(民法402①ただし書き、同条③)。

それでは、そのような限定のない「1万ドルの債権」(支払通貨をドルに限定する趣旨ではない債権)を日本で支払う場合、「円」「ドル」のどちらで支払うのでしょうか。

このような「外国通貨債権」の支払手段について、民法では、「債務者は、履行地の為替相場により、日本の通貨で支払うことができる」旨が定められています(民法403)。

ですから、債務者は1万ドルの債権を日本で弁済する場合、日本為替相場により、日本円で支払うことができます。為替は変動しますので、いつの時点の相場によるのか(為替相場の基準時)が問題となります。この点は法律に明記されていないのですが、最高裁判例では「現実に弁済する時点」とされました(最判昭和50年7月15日)。外国通貨債権が裁判で争われた場合、弁済と同時に判決を出すことは不可能ですから、為替相場の基準時は弁済する時点で最も近い「事実審の口頭弁論終了時(法廷での審理がすべて終了した時点)」となります。

民法では、「ドルで支払うか、円で支払うか」について債務者の選択権しか規定されていませんが、最高裁判例では「債権者も、最高裁判例では「債権者も、ドル、円いずれによっても請求できる」と判示されました。約10年前(2012年)の為替相場は1ドル80円程度でした。最近では1ドル130円程度となることがあります。1ドル80円なら1万ドルは80万円、1ドル130円なら1万ドルは130万円となり、日本円に換算すると50万円もの差が出ますので、日本円で請求された債務者は抵抗を示すかもしれません。

支払額を外貨で定めるときは、為替相場のリスクを踏まえることが肝要です。

る債務との関係で合理的である  
③ 手数料が対応する貸付金の  
金利水準を調整するものでは  
ない

の1つである引当における貨幣  
の時間価値の考慮に関するIF  
RS9号の定めを採用するとき  
に、貸付金の測定としてIFRS  
S9号における償却原価を採用  
することを提案していた。

報ダイジェスト参照) および第  
193回金融商品専門委員会に  
引き続き、金融保証契約の発行  
者側の会計処理について審議さ  
れた。

去る2月1日、企業会計基準  
委員会は第127回リース会計  
専門委員会を開催した。

専門委員からは、「契約の定  
義との関係の理解を深める記載  
を」との意見があり、事務局か  
ら「リース期間の考え方は、結  
論の背景に記載していく方針」  
との回答があった。

特定の債務に対することが明  
確である手数料を契約当初に受  
け取るが、②または③を充たさ  
ない場合、当該手数料を実効金  
利の調整には含めず、貸付金の  
会計処理とは区分して、当該手  
数を同種の契約とグループピン  
グしたうえで予想継続期間にわ  
たり合理的な方法で償却するオ  
プシオンを設けるという案が示  
された。

第193回金融商品専門委員  
会(2023年2月1日号(No.  
1667)情報ダイジェスト参  
照)を含むこれまでの審議では、  
システム対応等の実務上の負荷  
や現行の税制との親和性の観点  
から、償却原価の償却方法とし  
て定額法を適用するオプシオン  
を望むコメントがあった。

IFRS9号の金融保証契約  
の定義を取り入れたとしても、  
保険契約との区分について特段  
の対応は不要と考えられる。

これまでの検討結果をもとに  
改正リース会計基準等の文案が  
示され、審議が行われた。

専門委員からは、「契約の定  
義との関係の理解を深める記載  
を」との意見があり、事務局か  
ら「リース期間の考え方は、結  
論の背景に記載していく方針」  
との回答があった。

この手法を適用した場合、手  
数を実効金利の調整には含め  
ないため、取得価額と債権金額  
との間に差額がない場合には、  
約定金利が実効金利と一致し、  
結果的に引当における貨幣の時  
間価値を考慮する際に約定金利  
を用いることになると考えられ  
る。

計基準と遜色がないと認められ  
る会計基準を目指すことを目的  
としており、償却原価の償却方  
法として定額法を容認すること  
について国際的に説明していく  
理屈が必要であるとの考えが事  
務局より示された。

国際的な比較可能性の確保の  
観点から、IFRS9号の定め  
を取り入れるとともに、会計方  
針の選択として金融保証契約と  
予想信用損失を別個で会計処理  
することができるとするという  
案が示された。

リース期間について、前回専  
門委員会(2023年2月10日  
号(No.1668)情報ダイジェ  
スト参照)で出された「解約不  
能期間の定義が必要」との意見  
への対応として、「借手につい  
て、IFRS16号「リース」と  
同様に、借手のみが解約する権  
利を有している場合が、解約不  
能期間に含まれることを説明す  
る」形として、次の9-2項後  
段の文案が示された。

再リースについては、次のよ  
うな修正が行われた。

専門委員からは、「利息法の  
ほうが理論的には合っているの  
ではないか」、「国際的に説明可  
能なレベルと実務でできるレベ  
ルのバランスを考えるべきで  
は」等の意見が挙げられた。

専門委員からは、「監査法人間  
でも実務上の見解が割れており、  
IFRSに合わせても実務にブ  
レが生じるなら高品質なもの  
といえるか疑問である」という  
意見が出された。

借手のみがリースを解約する  
権利を有している場合、当該権  
利は借手が利用可能なオプショ  
ンと考えられ、借手はリース期  
間を決定する際にこれを考慮す  
る。貸手のみがリースを解約す  
る権利を有している場合、当該  
期間は、解約不能期間に含まれ

この文案について、専門委員  
から「再リースを見直してリー  
ス期間に含まれない場合、いつ

この文案について、専門委員  
から「再リースを見直してリー  
ス期間に含まれない場合、いつ

第494回親委員会では、予  
想信用損失の測定に関する原則

第491回親委員会(2022  
年12月10日号(No.1663)情

第491回親委員会(2022  
年12月10日号(No.1663)情

第491回親委員会(2022  
年12月10日号(No.1663)情

第491回親委員会(2022  
年12月10日号(No.1663)情

## 会計 改正リース会計基準等の文案検 討、開始—ASBJ、リース会計専門委

の時点でリース期間を判定する  
のか、わかりづらいので明確化  
を」との意見が聞かれた。

(2) 設例の検討

リースの識別を除く設例の文  
案が示された。借手のリース期  
間について、次のようにわかり  
やすい順に並べ替えている。

「設例乙」普通借地契約及び普通  
借家契約における借手のリー  
ス期間

「設例ア」普通借家契約(延  
長オプションを含むか否か  
の判断)

「設例イ」普通借地契約(建  
物の物理的使用可能期間を  
借手のリース期間とする場  
合)

「設例エ」普通借家契約(延  
長オプションを使用すること  
とが合理的に確実とはいえ  
ない場合)

「設例ウ」普通借地契約(建  
物の物理的使用可能期間よ  
り短い期間を借手のリース  
期間とする場合)

「設例オ」普通借家契約(延  
長オプションを使用すること  
が合理的に確実である場合)

専門委員からは特段の意見は  
聞かれなかった。

会計

日本版S1基準における「重要性  
がある」の定義、検討—SSBJ

去る2月2日、SSBJは第  
8回サステナビリティ基準委員  
会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

検討すべき論点の整理  
(論点リスト)

前回審議(2023年2月10  
日号(No.1668)情報ダイジェ  
スト参照)にて、日本版S1・  
S2基準の開発(日本版S1・  
S2プロジェクト)が決定され  
たことを受け、事務局は、現時  
点において想定される主な論点  
の一覧(論点リスト)をそれぞれ  
に作成した。たとえば、SS  
BJからISSBのS1基準案  
へコメントした事項や、「報告  
企業」、「重要性がある」の定義  
などの日本の制度等にあわせて  
追加・修正の検討を提案する事  
項などが挙げられている。

なお、日本版S2プロジェクト  
については、ISSBの暫定決定  
を踏まえ、次の考えを示した。

- ・ISSBのS2基準案付録B  
「産業別開示要求」に相当する  
産業別の日本基準を開発する

ことほしない  
・ISSBにおいて規範性のある  
ものとして位置づけられる  
こととなった場合に、あらた  
めてSSBJとして当付録B  
を踏まえた産業別の日本基準  
を開発するかどうかを個別に  
検討する

委員からは賛同の意見が聞か  
れ、そのうえで「どのように基  
準を整理していくのか」といっ  
た質問があった。事務局は「あ  
る程度内容が固まったのち、委  
員会で別途議論していく予定」  
と回答した。

日本版S1プロジェクト「重  
要性がある(material)の定義

前項で示された日本版S1プ  
ロジェクトの論点の1つ、「重  
要性がある(material)」の定  
義に関連し、事務局は次のよう  
な提案を行った。

- ① 日本版S1基準において、  
IFRSサステナビリティ  
開示基準における「重要性  
がある(material)」の定義

経理用語の豆知識

連結納税制度とグループ通算制度



連結納税制度は平成13年度税制改正で導入された  
組織再編税制を前提としていたが、その後の新会社法  
の制定などにより企業法制が見直されるとともに、企業  
の組織形態に関する環境の変化が続いている。このよう  
な経済社会の変化に伴い、組織再編税制において対象  
とする範囲や適格要件の見直しが続けられてきた結果、  
現状では完全子会社化により連結納税制度を開始する  
際、適格組織再編成として行う場合とそれ以外の方法で  
行う場合とで、含み損益および欠損金について課税上の  
取扱いが異なっており、中立的でなくなっていることが  
否めないという指摘もなされていた。

このことなどにより連結納税制度が見直され、グルー  
プ通算制度とされた。大きな改正点として、企業グルー  
プ全体を1つの納税単位とし、一体として計算された法人  
税額等を親会社が申告する連結納税制度に代えて、各  
法人が個別に法人税額等の計算および申告を行う、個  
別申告方式などがある。

と整合的に「重要性がある  
(material)」の定義を定める  
② S1基準案BC72項におけ  
る、重要性の判断にあたり企  
業に考慮を求める事項につい  
て、規範性のないガイダンス  
として公表する

③ 仮に①の事務局提案どおり、  
日本版S1基準において、I  
FRSサステナビリティ開示  
基準における「重要性がある  
(material)」の定義と整合的  
に「重要性がある(material)」  
の定義を定めるとした場合、  
その旨をASBJに報告する

委員からはおおむね賛同の意  
見が聞かれた一方、「今後、I  
SSBが追加的なガイダンスを  
開発することだが、独立し  
た規範性のガイダンスとするの  
か等、検討の余地がある」、「②  
について、BC72項だけではな  
く、財務上の影響の考慮を求め  
るBC71項も含めるのはどう  
か」等、さまざまな意見が聞か  
れた。

事務局は、「重要性」は大事  
な概念。内容に誤解が生まれな  
いよう、情報発信のしかたも含  
めて検討する」とした。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2023年1月30日	上場維持基準に関する経過措置の取扱い等について	東京証券取引所	上場会社における上場維持基準への適合に向けた取組みを促進しつつ、各市場区分のコンセプトを適切に実現していく観点から、上場維持基準に関する経過措置の取扱い等についての所要の見直しをバブコメに付すもの。2025年3月1日以降到来する基準日から経過措置を終了する。コメント期限は2023年3月1日。 <a href="https://www.jpx.co.jp/rules-participants/public-comment/detail/d1/20230130-01.html">https://www.jpx.co.jp/rules-participants/public-comment/detail/d1/20230130-01.html</a>	—
2023年1月31日	「記述情報の開示の好事例集2022」の公表(サステナビリティ情報等に関する開示)	金融庁	投資家と企業との建設的な対話に資する充実した企業情報の開示を促すために公表されたもの。今回、改正「企業内容等の開示に関する内閣府令」において新たに求められている「サステナビリティに関する企業の取組みの開示」の参考となる開示例を掲載している。 <a href="https://www.fsa.go.jp/news/r4/singi/20230131/00.html">https://www.fsa.go.jp/news/r4/singi/20230131/00.html</a>	—

金融

## 令和臨調の提言する金融政策偏重の誤りと金利機能・国債市場の回復

令和国民会議（令和臨調）は1月30日、政府・日銀の共同声明に関する提言を発表した。「政府と日本銀行の新たな『共同声明』の作成・公表を」と題し、「財政と金融政策の一体的な改革に向けた議論」を促すものだ。令和臨調は2022年6月に発足、茂木友三郎キックマン名誉会長など財界や学会の有志による共同代表からなる政策提言を行う団体で、今回の提言では「デフレ脱却と持続的な経済成長の実現」を掲げて、2013年1月22日付けで発表された政府・日銀の共同声明の見直しを求めたものとなった。

状況であるのも確かで、昨年12月、日銀は10年物国債利回りの許容変動範囲を拡大した。市場の投機筋に押し切られた形となった。事実上、日銀の金融政策が市場の変化に対応できず不適切であることを証明した。提言の記者会見でも、取りまとめ役である平野信行三菱UFJ銀行特別顧問が「金融政策に経済の構造を変える力があると

いうのは思い過ぎであった」と旨に言及した点が現状の日銀の政策を最も象徴する一方、黒田日銀総裁はこの前日に国会で「デフレでない状況が実現している」と苦しい言い訳に終始した。今回の提言では、日銀については2%物価目標を長期的なものとして提議し直し、金利機能の回復と国債市場の正常化に努めるよう求めている。

したが、世界の株式市場に安心感を与えたことは確かである。日本市場も米株価の動向に反応し、上昇したものの、上値の重さが指摘される。この背景には、現在、日本市場の置かれたジレンマ状況がある。昨年来の日本市場は、株価全体で見ると、円安にはポジティブ、円高はネガティブな反応を示すことが多かった。

「デフレ脱却と持続的な経済成長の実現」を掲げて、2013年1月22日付けで発表された政府・日銀の共同声明の見直しを求めたものとなった。

当年は2年間で2%の物価目標達成を目指してデフレ脱却を図ったが、実際は約10年間、日銀が基準とするコア指数での持続的な2%達成はできず、むしろ、バラマキ的な財政支出、労働市場改革の遅れ、既得権保護的な規制の維持により、生産性上昇率の低下や賃金の伸び悩みを招いたとしている。初めて物価目標達成後の政策が問われる

10年前もリフレ派による金融政策偏重のデフレ対策の誤りは指摘されていたが、令和臨調の提言はより明確に指摘している。

昨年、アメリカの強烈な連続利上げ政策に対して、日本銀行は超低金利維持の姿勢を続けてきたが、日米の金利差が広がり、円安ドル高が進むと、輸入物価の上昇→インフレ昇進が目立つようになった。日銀は、昨年秋の円安の実現を前に、ついに円買いドル売り介入に踏み切った。その結果、円相場は昨年10月が最安値で、その後は円安修正の動きがはつきりしてきた。

当時の2年間で2%の物価目標達成を目指してデフレ脱却を図ったが、実際は約10年間、日銀が基準とするコア指数での持続的な2%達成はできず、むしろ、バラマキ的な財政支出、労働市場改革の遅れ、既得権保護的な規制の維持により、生産性上昇率の低下や賃金の伸び悩みを招いたとしている。初めて物価目標達成後の政策が問われる

新年最初の株式市場の閉門は、1月末の今年第1回の米FOMC（連邦公開市場委員会）で決まる金融政策であったが、大方の予想どおり利上げ幅は2回連続で縮小、0.25%のノーマル水準となった。市場の関心は会議終了後のパウエル米連邦準備制度理事会（FRB）議長会見にある。会見前にはダウ平均株価は、500ドル下げる場面もあったが、会見中から急速

に反し始め、結局前日比ほぼ横ばいの6.9ドル高で終わった。しかし、SP500やナスダックは前日比1%、2%の上昇となり、米株価はダウ平均が示すよりも力強い反応を示したと評価される。

パウエル議長は、インフレ沈静化傾向を評価しながらもこれらの物価動向については慎重な見方で、今年中の金融政策転換（利上げから利下げへ）を否定したが、世界の株式市場は引き続きその方向性を探りながら、一喜一憂することになる。

証券

## 米FOMCは世界の株式市場の関門

当時の2年間で2%の物価目標達成を目指してデフレ脱却を図ったが、実際は約10年間、日銀が基準とするコア指数での持続的な2%達成はできず、むしろ、バラマキ的な財政支出、労働市場改革の遅れ、既得権保護的な規制の維持により、生産性上昇率の低下や賃金の伸び悩みを招いたとしている。初めて物価目標達成後の政策が問われる

新年最初の株式市場の閉門は、1月末の今年第1回の米FOMC（連邦公開市場委員会）で決まる金融政策であったが、大方の予想どおり利上げ幅は2回連続で縮小、0.25%のノーマル水準となった。市場の関心は会議終了後のパウエル米連邦準備制度理事会（FRB）議長会見にある。会見前にはダウ平均株価は、500ドル下げる場面もあったが、会見中から急速

に反し始め、結局前日比ほぼ横ばいの6.9ドル高で終わった。しかし、SP500やナスダックは前日比1%、2%の上昇となり、米株価はダウ平均が示すよりも力強い反応を示したと評価される。

パウエル議長は、インフレ沈静化傾向を評価しながらもこれらの物価動向については慎重な見方で、今年中の金融政策転換（利上げから利下げへ）を否定したが、世界の株式市場は引き続きその方向性を探りながら、一喜一憂することになる。